

## 2012現業公企統一闘争・賃金確定闘争

## 11月9日から交渉スタート



## 教 宣 ニ ュ ー ス

発行所

自治労  
北見市職員労働組合  
〒090-0029  
北見市北9条東2丁目2  
北9条分庁舎  
電話 0157-25-1198  
FAX 0157-25-5357

第15号

## 現業公企統一要求書に対する回答要旨

1. 現業公企職場をはじめ自治体業務は直営で行うこと  
自治体業務は直営で行うことが基本。新たな行政課題や多様化する市民ニーズに応えるため、行政と民間の役割分担を踏まえた対応を図る。
2. 既に委託されている業務については、行政が責任を持って管理すること  
委託契約に基づき関係法令を遵守するよう指導する。平成24年4月に策定した公契約に関する指針に基づく具体的措置について協議・検討を行う。
3. 人員定数を確保し、欠員は正規職員で完全に補充すること  
欠員を起こさないことを原則とし、諸般の事情でやむを得ない欠員が生じる場合には事前協議を行い、補充について最大限努力する。
4. 現業職員の賃金については、今後も差別を行わないこと  
従来どおり基本組合との話し合いを基本とする。
5. 恒常的業務に臨時・パート職員を導入しないこと  
恒常的業務には正規職員が当たるべきであることを基本とする。
6. 現業・公企職場（民間委託を含む）の労働安全衛生対策を強めること  
労働安全衛生委員会を中心に、職員の安全、衛生教育並びに健康管理を徹底し、関連する諸課題について取り組んでいく。メンタルヘルスについても重要な課題と認識し、「北見市職員健康づくり指針」に基づく対策を推進する。
7. 分限条例については、自動失職の特例を定める「分限条例」の適用拡大に努めること  
基本組合との話し合いを基本とする。
8. すべての労働条件（民間委託を含む）について事前協議制を確立し、協約を締結すること  
労使対等の原則に立ち、誠心誠意十分な話し合いを行う。
9. 災害時における危機管理体制・ワークルールを確立すること  
「北見市地域防災計画」に基づき動員や勤務が行われることとなる。適切な運用が図られるよう周知徹底を図るとともに、今後も災害時対応について労使間で協議を行いながら進める。
10. 地方公営企業にかかわる国の義務づけ・枠づけの見直しや会計制度の変更にもとない、適切な施策を講じること。  
義務付け・枠づけの見直しでは、地域の実情に合った最適な行政サービスの提供を実現するよう努める。会計制度の変更については、関係機関の研修に参加し内容を把握するなど、導入に向けた取り組みを進め、導入時に混乱を生じさせない適正な人員を配置するよう努める。

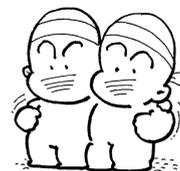
11月5日（月）、現業公企統一闘争の回答書が当局から提出されました。交渉は9日（金）から行われますが、回答の内容についての当局姿勢

を確認していくとともに、賃金確定闘争においては春闘期からの積み残しとなっている、賃金・諸手当や臨時・非常勤職員の休暇等処遇改善について、

明確な回答を求めています。組合員一人となつて賃金・労働条件の改善のため、団結してガンバロー!!

## = 闘争展開 =

11月9日からは、全組合員腕章・リストバンドの着用を！腕章を着用しづらい窓口職場の組合員については、リストバンドだけでも必ず着用しましょう！職場点検表は11月8日までに書記局へ提出してください。



## 【今後の日程】

交渉期間

11月9日～15日

腕章・リストバンド着用

11月9日～闘争終結まで

超勤拒否 11月15日～闘争終結まで

出張拒否 11月16日ストライキに

かかる出張拒否

ストライキ 11月16日

1時間ストライキ配置

## ☆お知らせ☆

## 北見市長選挙立候補予定者公開討論会

日時：11月13日（火）18:00開場 18:30開会

場所：北見芸術文化ホール 中ホール

主催：北海道新聞北見支社

## ●家族・知友人支持者獲得の取り組み

「誰でもできる、組合員1人1行動」として、家族・知人・友人を含め「ひとり10人以上の支持者獲得」に向け、全組合員で支持者獲得の取り組みを進めています。

- 「小谷つねひこ」支持者カードの提出については、11月7日（水）までに全組合員ひとりにつき10人以上の支持者獲得を目標に提出してください。カードが不足している場合は書記局へ連絡をお願いします。
- 必ず、支持者（組合員）本人が直接紹介する人に事前確認をとってください。
- 知友人支持者獲得に向けてリーフを活用してください。部数が足りない場合は書記局までご連絡ください。

## ●支部行動の取り組み

10月30日（火）の第1回闘争委員会で、支部行動について提起しました。支部役員を中心に呼びかけをし、参加体制を確立してください。

- 行動は「北見市労協会館2F」（桂町2-1-28）と「組合書記局」のどちらでも行えます。
- 支部長及び闘争委員は、
  - (1) 平日の場合、行動日当日の午後3時までに、参加者氏名と、市労協会館・書記局のどちらで行うか執行委員または書記局に報告してください。
  - (2) 土・日・祝日の行動があたっている支部については、1行動2時間を目安とし、①10:00～12:00、②13:00～15:00、③15:00～17:00、④17:00～19:00の設定とします。参加者氏名と希望の時間帯を前日までに執行委員または書記局に報告してください。（時間帯は調整させていただく場合があります。）
- 食事等は各自でお願いします。

## Q 告示前の選挙運動を見かけますがいいのでしょうか。

「選挙運動」ができる期間は、告示の日（立候補の届出の日）に立候補の届出を終えた後から投票日の前日までとされています。今回の北見市長選挙及び市議会議員補欠選挙でいえば、11月18日（日）～11月24日（土）までとなります。告示前の選挙運動は「**事前運動**」といってその多くが禁止されています。（公職選挙法第129条）

たとえば、告示前に宣伝カーで「〇〇選挙へ立候補を表明した『〇〇〇〇 〇〇〇』です。」とか、「〇〇党は、『〇〇〇〇 〇〇〇』氏を推薦しましたのでよろしく御支援をお願いします。」といった文言を言い歩く行為は事前運動にあたります。また、立候補予定者の名前や写真の入っているポスターを貼った自動車を走らせる行為も事前運動です。事前運動禁止違反は、公職選挙法第239条第1項第1号の規定により1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。

では、告示前には何の運動もできないのか、というとそうではありません。

選挙運動ではない「**政治活動（政治上の目的を持って行われる行為）**」をすることは自由ですし、選挙運動と異なる「**選挙運動類似行為**」、①立候補準備行為、②選挙運動の準備行為、③政治活動、④地盤培養行為、⑤後援会活動、⑥労働組合等の内部行為は、自由に行うことができるとされています。（選挙運動類似行為の具体例については、前号を参照してください。）

（政治活動Q&A【編集：全日本分権自治フォーラム】より要点を抜粋）

知っておきたい  
**政治活動**  
**Q & A ④**



～事前の選挙運動の禁止～